



# 改正後

食品一般の製造、  
加工及び調理基準

食品製造用水(仮称)

冰雪/氷菓の  
製造基準

食鳥卵の  
製造基準

食肉製品の  
製造基準

魚肉ねり製品  
の製造基準

生食用鮮魚介  
類の製造基準



## 清涼飲料水

### その他の 清涼飲料水

成分規格

性状・金属類・微生物の規格 等

製造基準

原料として用いる水

- ① 水道水
- ② ミネラルウォーター類

- ・冷凍果実飲料の製造基準
- ・原料用果汁の製造基準

### 水のみを原料とする 清涼飲料水

#### ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有)

成分規格

性状・化学物質・金属類・  
微生物の基準 等

製造基準

原水(微生物の基準)、  
殺菌又は除菌

#### ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無)

成分規格

性状・化学物質・金属類・  
微生物の基準 等

製造基準

原水(泉源、微生物の基準)、  
殺菌又は除菌なし